

都城市議会議員 各位

都城市長 池田 宜永
(公印省略)

令和3年度補正予算の専決処分について(まん延防止等重点措置の適用に伴う補正)

まん延防止等重点措置の適用に伴い、宮崎県は、本市及び三股町を重点措置区域に指定し、本日、改めて営業時間の短縮要請を行いました。

つきましては、本日、重点措置区域指定による営業時間の短縮要請に伴い、営業時間短縮要請協力金の内容を変更するとともに、令和3年度補正予算を下記の内容で専決処分いたしましたので、ご報告させていただきます。

記

1 まん延防止等重点措置の適用に伴う営業時間短縮要請の期間延長について

	1月16日付け専決	今回内容変更分
対象店舗	ガイドラインを遵守している飲食店等 (テイクアウトや宅配の専門店等を除く)	同左
要請事項	午後8時から翌日午前5時までの営業 を行わないこと 酒類の提供は終日停止	同左
要請期間	【県独自】 令和4年1月16日(日)から 令和4年2月2日(水)まで	【県独自】 令和4年1月16日(日)から 令和4年1月20日(木)まで 【まん延防止等重点措置】 令和4年1月21日(金)から 令和4年2月13日(日)まで
協力金額	一日当たり2万円(一律)	令和4年1月20日(木)まで 一日当たり2万円(一律) 令和4年1月21日(金)以降 中小企業:1日3~10万円 大企業等:1日20万円を上限 (売上規模に応じて支給)
支給対象 期間	令和4年1月18日(火)から令和4年2 月2日(水)まで(16日間) ※1月16日又は17日から営業時間短 縮要請に応じた場合は加算支給	令和4年1月18日(火)から令和4年2 月13日(日)まで(27日間) ※1月16日又は17日から営業時間短 縮要請に応じた場合は加算支給
支給単位	店舗単位	同左

2 営業時間短縮要請協力金事業について

補正予算額 723,800千円

・営業時間短縮要請協力金 723,800千円

(内容変更及び期間延長分として)

〔 財源:感染症対策休業要請等協力金事業補助金(国の財源を含む) 〕

※協力金支給の申請方法・申請時期等は、詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせいたします。

3 営業時間短縮要請関連事業者等支援事業について

今回は、営業時間短縮要請の内容変更及び期間延長であるため、日数に応じて支給する営業時間短縮要請協力金とは異なり、営業時間短縮要請関連事業者等支援事業の増額補正はありません。

(文書取扱)総合政策部財政課 財政担当

電話:23-2113

令和3年度 1月補正予算総括表

(単位:千円)

会計区分		現計予算額	1月補正額① (1/16専決分)	1月補正額② (今回分)	補正後予算額
一般会計		110,230,730	427,750	723,800	111,382,280
1月補正予算(一般会計)説明資料のとおり					
特別会計	国民健康保険(事業勘定)	19,287,166	0	0	19,287,166
	国民健康保険(診療施設勘定)	31,211	0	0	31,211
	後期高齢者医療	2,326,018	0	0	2,326,018
	公設地方卸売市場事業	175,944	0	0	175,944
	整備墓地	29,573	0	0	29,573
	工業用地造成事業	411,547	0	0	411,547
	介護保険	19,731,774	0	0	19,731,774
	電気事業	53,108	0	0	53,108
	小計	42,046,341	0	0	42,046,341
企業会計	水道事業	4,538,006	0	0	4,538,006
	簡易水道事業	1,148,218	0	0	1,148,218
	御池簡易水道事業	199,436	0	0	199,436
	公共下水道事業	4,763,933	0	0	4,763,933
	農業集落排水事業	870,379	0	0	870,379
	小計	11,519,972	0	0	11,519,972
合計		163,797,043	427,750	723,800	164,948,593

令和3年度 1月補正予算(一般会計)説明資料

(単位:千円)

	款	事業名	補正額	説明
	35 商 工 費	新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	723,800	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う営業時間短縮要請協力金事業に要する経費 ・都城・北諸県圏域のまん延防止等重点措置の適用に伴い、県の要請内容の変更に合わせて、協力金の増額補正を行うもの。
	合 計		723,800	(商工政策課)

新型コロナウイルス感染症対策

令和3年度都城市一般会計補正予算

令和4年1月19日
都城市

営業時間短縮要請に伴う協力金について

- ・まん延防止等重点措置の適用に伴い、宮崎県は、**本市及び三股町を重点措置区域に指定**し、改めて営業時間の短縮要請を行いました。
- ・本市においては、重点措置区域指定による営業時間の短縮要請に伴い、**営業時間短縮要請協力金の内容を変更**し、県と連携して支給します。

1 要請の概要

	現在 (まん延防止等重点措置の適用前)	今回 (まん延防止等重点措置の適用後)
対象店舗	・ガイドラインを遵守している飲食店等 (テイクアウトやデリバリーの専門店等を除く)	・ガイドラインを遵守している飲食店等 (テイクアウトやデリバリーの専門店等を除く)
要請事項	・午前5時から午後8時までの営業 ・酒類の提供は終日停止	・午前5時から午後8時までの営業 ・酒類の提供は終日停止
要請期間	・県独自 令和4年1月16日(日)～ 令和4年2月2日(水)まで	・県独自 令和4年1月16日(日)～ 令和4年1月20日(木)まで ・ まん延防止 令和4年1月21日(金)～ 令和4年2月13日(日)まで
協力金の 支給対象 期間	・令和4年1月18日(火)～ 令和4年2月2日(水)まで(16日間) ※1月16日又は17日から応じた場合は加算	・令和4年1月18日(火)～ 令和4年2月 13日(日) まで(27 日間) ※1月16日又は17日から応じた場合は加算

2 協力金について

	現在 (まん延防止等重点措置の適用前)	今回 (まん延防止等重点措置の適用後)
協力金	・令和4年1月16日～2月2日 1日2万円(一律)	・令和4年1月16日～1月20日 1日2万円(一律) ・ 令和4年1月21日～2月13日 中小企業:1日3～10万円 大企業等:1日20万円を上限 (売上規模に応じて支給)
支給単位	・店舗単位	・店舗単位
財源等	・国の地方創生臨時交付金のスキーム を活用し、県と市で連携して負担	・国の地方創生臨時交付金のスキーム を活用し、県と市で連携して負担

協力金支給の申請方法・申請時期等は詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせいたします。

3 予算額 7億2,380万円 ※専決処分により実施

・営業時間短縮要請協力金 7億2,380万円

財源 感染症対策休業要請等協力金事業補助金(国の財源を含む)

営業時間短縮要請関連事業者等支援金

今回は、営業時間短縮要請の内容変更及び期間延長であるため、日数に応じて支給する営業時間短縮要請協力金とは異なり、**営業時間短縮要請関連事業者等支援事業の増額補正はありません。**

【参考：令和4年1月16日記者発表資料】

飲食店等への営業時間短縮要請により影響を受けて売上高が減少した事業者等に対し、**市独自の営業時間短縮要請関連事業者等支援金**を支給します。

1 事業概要

(1) 対象事業者

- ① 時短営業した飲食店等と直接取引がある事業者
(酒店、卸売店、おしぼり納入業、クリーニング店 等)
- ② タクシー事業者、運転代行業者
- ③ 営業時間短縮要請協力金の支給対象外の飲食店等運営事業者
(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの飲食店を運営する事業者等)

(2) 支給要件

令和4年1月又は2月の売上高が令和3年、令和2年又は令和元年同月に比べ20%以上減少していること

(3) 支援金額

10万円(事業者毎)

2 予算額 3,010万円 ※専決処分により実施

- ・営業時間短縮要請関連事業者等支援金 10万円×300事業者＝3,000万円
- ・事務費 10万円
- 財源 市：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,010万円



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統